

令和2年度答申第79号  
令和3年3月4日

諮問番号 令和2年度諮問第100号（令和3年2月12日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「長崎市に投下された原子爆弾については同年同月23日（注：昭和20年8月23日）まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の2号には、B地が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年6月3日、処分庁に対し、昭和20年8月10日から同月11日までの間、母、弟及びC地の叔父と一緒に、理髪店を営んでいた「母のおばさん」の安否を確認するためB地に行き、被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書、「審査経過」と題する書面）

- (2) 処分庁は、令和2年3月31日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の申請内容について関係資料等の調査を行ったが、審査請求人が入市したことを確認することができなかったとの理由を付して、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（被爆者健康手帳交付申請却下通知書）

- (3) 審査請求人は、令和2年4月28日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、「行政不服審査法に基づく審査請求書の送付について」と題する書面）

- (4) 審査庁は、令和3年2月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原子爆弾がD地に投下された翌日の昭和20年8月10日、母、弟及びC地の叔父の4人で、「叔父」を探すためD地に行った。母は、終戦当時、被爆者健康手帳を持っていると、嫁に来る人がいないという風評があったため、審査請求人に迷惑をかけると思い、審査請求人の被爆者健康手帳の交付申請をしなかったといつも言っていた。したがって、本件却下処分を求めらる。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。
  - (1) 本件の争点は、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当するか否かである。
  - (2) 審査請求人の母の妹のPは、姉（審査請求人の母）が、原子爆弾の投下により叔父が死亡したとの知らせを受けて、審査請求人とその弟を連れてD地に行ったことは間違いないと証言をしている。
  - (3) また、審査請求人の弟は、処分庁からの聴取に対し、審査請求人も入市したが、審査請求人の祖母が、嫁に来る人がいないからと言って、審査請求人の被爆者健康手帳の交付申請をさせなかったと証言している。
  - (4) 一方、審査請求人の妹は、処分庁からの聴取に対し、母が弟を背負ってD地に行ったことは知っているが、審査請求人が一緒に行ったかどうかは知らないと言っている。
  - (5) 母及び弟の被爆者健康手帳の交付申請時の資料には、審査請求人が入市した旨の記載はなく、また、審査請求人及び処分庁が提出した資料には、審査請求人の入市を客観的に確認することができるものはない。
  - (6) 終戦当時、被爆者に対する様々な偏見があったことは認められるが、処分庁が提出した資料によれば、審査請求人が結婚したのは昭和43年であり、母及び弟が被爆者健康手帳の交付申請をしたのはそれぞれ昭和45年及び昭和47年であるから、被爆者に対する偏見があったことは、審査請求人が母及び弟と一緒に被爆者健康手帳の交付申請をしなかったことの原因とはならない。
  - (7) 以上のとおり、審査請求人の入市を裏付ける資料はなく、また、審査請

求人主張並びにP及び弟の証言には疑義が認められることから、審査請求人は、被爆者援護法1条2号の要件に該当していないといわざるを得ない。

- (8) したがって、本件却下処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和2年4月28日

（審査庁）：同月30日

反論書の受付：同年7月29日

審理員意見書の提出：同年11月30日

（反論書の受付から約4か月）

本件諮問：令和3年2月12日

（審理員意見書の提出から約2か月半、審査庁による受付から約9か月半）

- (2) そうすると、本件では、反論書の受付から約4か月を経過した後に審理員意見書が提出され、審理員意見書の提出から約2か月半を経過した後に本件諮問がされた結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約9か月半の期間を要している。しかし、反論書の受付後に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれないうし、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。また、諮問説明書は、審理員意見書にあるとおり本件審査請求は棄却すべきであるという簡単な内容のものであるから、諮問説明書の作成に上記のような期間を要しなければならない事情があったとも考えられない。したがって、これらの手続が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は5か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれないう。

#### 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、入市の目的について、本件申請においては「母のおばさん」の安否確認のためと主張していた（上記第1の2の(1)）が、本件審査請求においては、審査請求書で「叔父」を探すためと主張し（上記第1の3）、Pも、後者の主張と同じ証言をしている。

しかし、審査請求人が一緒に入市したと主張する母及び弟の被爆者健康手帳の交付申請時の資料によると、母及び弟の入市の目的は、「母の義姉妹」の安否確認のためであったことが認められる。

したがって、「叔父」を探すために入市したという審査請求人の主張及びPの証言には、疑義がある（なお、審査請求人は、本件審査請求における反論書では、入市して「叔母」の骨を拾ったと記載している。入市の目的についての審査請求人の主張には、一貫性がない。）。

(2) 審査請求人の弟は、処分庁からの聴取に対し、審査請求人も一緒に入市したと証言しているが、弟は、当時、まだ1歳であったため、この証言は母からの伝聞であるという（「審査経過」と題する書面）。

また、母及び弟の被爆者健康手帳の交付申請時の資料には、審査請求人が一緒に入市したとの記載はない。むしろ、その資料の中の原爆被爆状況申立書の「被爆当時の家族構成」の項目を見ると、審査請求人とその妹の「被爆の有無」欄には、「無」との記載がされている。

そして、審査請求人の妹は、処分庁からの聴取に対し、母が弟を背負って入市したということは聞いているが、審査請求人が一緒に行ったかどうかは分からないと証言している（「審査経過」と題する書面）。

(3) 審査請求人は、審査請求書において、「C地の叔父」と一緒に入市したと主張するとともに、その叔父は死亡しているが、A県に対し被爆者健康手帳の交付申請をしていたと主張していたところ、反論書において、「C地の叔父」を「Q」と特定したことから、当審査会が、審査庁に対し、「Q」が被爆者健康手帳の交付申請をした事実があるか否かについて調査をするよう求めたところ、審査庁から、処分庁において調査をしたが、「Q」が被爆者健康手帳の交付申請をした事実を確認することはできなかったとの回答（令和3年2月24日付けの事務連絡）があった。

(4) なお、審査請求人は、被爆者健康手帳を持っていると、嫁に来る人がいないという風評があったため、母及び弟と一緒に被爆者健康手帳の交付申請をしなかったと主張する（上記第1の3）が、審査請求人が婚姻したのは昭和43年であり（改製原戸籍（筆頭者：R））、母が被爆者健康手

帳の交付申請をしたのは昭和45年（被爆者健康手帳交付申請書）、弟が被爆者健康手帳の交付申請をしたのは昭和47年（被爆者健康手帳交付申請書）である。しかも、弟は、被爆者健康手帳の交付申請の前に婚姻をしている（改製原戸籍（筆頭者：R））。

したがって、上記の風評があったために母及び弟と一緒に被爆者健康手帳の交付申請をしなかったとの審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(1)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人が入市したとは認めることができないし、一件記録を精査しても、審査請求人が入市したことを確認することができる資料は見当たらない。

そうすると、審査請求人は被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公